

平成25年10月9日
日本原子力発電株式会社

10月2日の原子力規制委員会に対する当社からの2つの文書の提出について (当社の考え)

本日の原子力規制委員会の定例会合及び田中委員長の記者会見において、敦賀発電所2号機使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令への異議申立てに関連して10月2日に当社が行った標記の文書の提出について言及がなされました。これについては、事実関係及び法律関係について、明白な誤りがありますので、以下のとおり当社の考えを申し述べます。

1. 2つの文書の提出に係る事実関係を勘違いしている。

- (1) 10月2日に当社が提出した2つの文書（『本件処分に対する異議申立ての理由』の補充について）及び「参考人の陳述に関する申立てについて」は、7月16日の原子力規制委員会からの「報告徴収命令」に対する異議申立てに関する文書であり、田中委員長の言うような10月2日の原子力規制委員会による当社の異議申立てに対する却下の「決定」に対する文書ではない。
- (2) 田中委員長の定例会合での「私どもが公開でこういう形で審議をして、それが終わった途端にこういうものが出てくる」とか、記者会見での「今回は2日に委員会でやって、3日には届いている」という発言は、10月2日の委員会「決定」に対して出された文書であると勘違いされた発言であると思われる。
- (3) また、10月2日に定例会合で了承された決定書は、田中委員長も市村管理官も正しく指摘されたように、翌3日に当社に送達されてはじめて効力を発生した^(注1)ものであるが、当社の先の2つの文書は、その以前、すなわち10月2日の午後に提出したものであって、その文書の有効性については些かの疑義も生じえないものである^(注2)。
- (4) したがって、市村管理官の「異議申立てに対する決定を行った後に異議申立人から受けた書面について、行政庁が審理、判断しなければならないというような行政不服審査法の規定はない」旨の発言は、事実関係の認識と法律解釈が明らかに誤っていると考える。

2. 2つの文書を「異議申立ての利益の有無」と関係付けるのは一方的な決め付けである。

市村管理官は、「二つの書面でございますけれども、この内容につきましても、これを背景にいたしますと、ご覧のとおり何れも本件異議申立ての争点でございます、異議申立ての利益があるかどうかということについての判断とは何ら関係のないもの」と発言されている。これは異議申立ての趣旨を曲解した判断と思われる。当社が異議申立てを行った趣旨は、その理由書で明らかにしているとおおり、活断層であるとした判断は誤りであること、その判断に到る審議過程が適正でなかったこと、さらには当該命令が法的根拠を欠いた違法な行政処分であることが争点であったのであり、決して「異議申立ての利益の有無」が争点であった訳ではなく、当社としては受け入れることはできない。

3. 「したがって、手続上、また内容的にも審理、判断する必要はない」というのは、全く理解しがたい。

上記1、2から明らかなように、当社の先の2つの文書は適法に提出されたものであり、それを行政庁が審理するのは、行政不服審査法により「国民の権利利益の救済」の観点から行政庁に課された義務であるので、原子力規制委員会においては、法律に従い早急に審理を行って頂くよう、改めてお願いしたい。

以 上

(注1)：送達主義（行政不服審査法第48条によって準用される第42条1項に規定）による。

（裁決の効力発生）

第四十二条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達することによって、その効力を生ずる。

(注2)：田中委員長が会見で「普通は、法的な判断は、判断が出てそれが郵送なら郵送で。今回は2日に委員会ですべて、3日には届いているのですよ、配達証明から言う」とし、「要するに、3日にもらってから出してくるのならまだ話は別なのだけれども、そういうことが起こるようだ」と発言されているが、これこそが事実関係を全く勘違いしていることの証左である。